

※必ずお読みください

※令和7年10月カミスガ申請～変更※

(重要) 飲食物を提供する出店者の皆様へ

現場調理を伴う飲食物を提供するお店は保健所への申請があります。ガヤガヤ☆カミスガとして、一括で事務局から申請しますので、該当する方は、書類の提出をお願いします。また、現場調理はなくても、飲食物を取り扱う場合は、届出が必要になりました。必ず下記をお読みになり、出店申込書、同意書と一緒に必要書類をすべて一括で事務局までお送り下さい。全ての必要書類が届いた時点で、出店受付となります。(尚、細菌検査書が期限内に間に合わない場合は、その旨、記載又は連絡頂き、検査書以外の書類のみお送り下さい。細菌検査は早急に対応下さい。届き次第、すぐにお送り願います。)

次の(A)～(C)に該当する方は下記の(ア)～(ウ)の書類をご用意下さい。

- (A) 現場調理がある方で、屋外での許可がない一般飲食店の方
(ア) (ウ) を提出して下さい。但し、ひたちなか保健所以外の営業許可を受けている方は、(イ) も提出して下さい。
- (B) 野菜・果物等の農産物や包装された食品の販売のみを行う方(現場での調理をしないお店)
以前は書類の提出はありませんでしたが、法改正により届け出が必要になりました。
届出営業内訳書を提出して下さい。商品には個包装、製造表示を必ず行って下さい。
その場で加熱等する場合は(A)になります。

- (C) 移動販売、露店営業等の営業許可を持っている方

当方では特に申請いたしませんので出店申込書のみで結構です。

当日は露店営業の許可書、移動販売の許可証又は営業届の控え書をご持参下さい。

(コピー不可)

※尚、移動販売、露店営業でも県内一円での許可がない場合や、販売品目などの都合上、保健所への申請をご希望される方は、一緒に申請いたしますので、(A)と同様の書類をご提出下さい。

【提出書類】

- (ア) 茨城県指定の申請書【様式2】

茨城県指定の書類になります。記入例に従って、ご記入をお願い致します。様式2は、出店設備とメニューについて記述します。それぞれ該当するものにマル印を付け、該当する選択肢がない場合はその他の(カッコ)内にご記載ください。保健所から指摘があった場合は、ご連絡致します。

【三方幕】は必ず必要なので忘れずにご用意下さい。現場の調理では果物、生野菜は扱えません。

- (イ) 営業許可を受けている設備(仕込み場所)の営業許可書

当日イベントは仕込み場所が無い場合は一切出店できません。

- (ウ) 当日販売、調理に従事する方の検便成績書(1年以内)

当日は必ず調理師、または食品衛生者講習受講者等、有資格者を1名配置して下さい。

調理従事者全員の記載のあるものを提出下さい。

※書類に不備があった場合、出店受付になりませんのでご注意ください。

書類の送付先(郵送) 〒319-2102 那珂市瓜連 1243 カミスガプロジェクト事務局
(FAX) 029-229-0847 (MAIL) info@kamisuga.org

※必ず4月27日までに、出店申込書と一緒にお送り下さい。